

東金市観光協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東金市観光協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県東金市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、東金市における観光に関する計画を推進し、観光資源の開発、観光施設の整備保存を図ることにより、活力ある観光地づくりを促進し、もって市民生活及び公共の福祉の向上を図るとともに地域経済及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 観光地づくりの推進を図る活動
- (2) 観光に関する住民意識の普及活動
- (3) 観光による地域経済及び文化の発展を図る活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査、研究、保全及び開発
- (2) 観光地の環境美化
- (3) 観光振興に寄与する各種イベントの実施及び支援
- (4) 観光地の宣伝、紹介
- (5) 観光案内所の管理運営等による観光情報の提供
- (6) 地方公共団体及び公共団体の委託を受けて行う観光振興事業及び観光関連施設の管理運営
- (7) 観光事業による収益事業
- (8) その他前各号の事業を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、団体会員をもって本会の役員とする。

- (1) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 個人会員 本会の事業を賛助するため入会した個人。

- (3) 名誉会員 本会に対して功績のあるもので、理事会で推薦された個人。名誉会員は総会における議決権を有しない。

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 本会の会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。会長は、申込者の入会を認めない正当な理由があると判断したときは、理事会にこれを諮る。理事会において、正当な理由があると判断したときは、申込者の入会を認めないものとする。

(2) 会長は、前項の規定により入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の義務)

第9条 本会の会員は、活動上知り得た個人情報や公表することにより、本会の活動に支障をきたす恐れのある情報について、守秘義務を遵守する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は本会の会則等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 7人

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 前項の規定にかかわらず、第18条の規定による欠員補充の必要があるときは、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において報告をしなければならない。

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理し会長及び副会長が欠けたときはその職務を代行する

4 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び理事会の議決に基づき、本会の会務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の会務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の職務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

6 顧問は、会長の諮問を受け意見を述べること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。理事については、当該理事会開催後最初に開催する総会において報告をしなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、報酬を受けることができない。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 21 条 本会に、職員を置くことができる。

2 職員は、会長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、団体会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 役員を選任又は解任

(5) 理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 団体会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請

求があったとき。

(3) 第 16 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した団体会員の中から選出する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 28 条 総会は、団体会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した団体会員の 2 分の 1 以上の同意がある場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した団体会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各団体会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない団体会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の団体会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した団体会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する団体会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 団体会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しな

ればならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 入会金及び年会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 第19条に基づく理事の解任
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長若しくは会長が指名した者がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第40条 会長は、本会の円滑な運営を図るため必要と認められるときは理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第42条 本会の資産は、1種とする。

(資産の管理)

第43条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の区分)

第 44 条 本会の会計は、1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 会則の変更、解散及び合併

(会則の変更)

第 52 条 本会が会則を変更しようとするときは、総会に出席した団体会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 53 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

(2) 目的とする事業の成功の不能

(3) 団体会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、団体会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(清算人の選任)

第54条 本会が解散するときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第55条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、東金市に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 本会が合併しようとするときは、総会において団体会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第57条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1 この会則は、平成20年1月25日から施行する。

2 東金市観光協会会則（平成16年）は廃止する。